

令和7年度におけるケアプランの一部の様式変更（TAISコードの記載）及び介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証等の取扱いについて

1 令和7年度からのケアプランの一部様式変更（TAISコードの記載）について

令和6年7月4日付け老認発0704第1号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正（介護保険最新情報Vol.1286）【別紙1】により、令和7年4月から「サービス利用票(兼居宅サービス計画)（第6表）」と「サービス利用票別表（第7表）」が変更されますので取扱いについてお知らせいたします。

（変更内容）

福祉用具貸与に関する「用具名称（機種名）」および「TAISコード・届出コード」の記載欄が第6表と第7表に追加されます。

（TAISコードについて）

TAISコード（福祉用具情報システム登録コード）は、適切な給付管理を行うため、福祉用具ごとに割り当てられた識別コードで、5桁-6桁の数値（例：12345-678901）で構成され、福祉用具の種類やメーカーごとに個別に設定されているものです。

◎令和6年7月4日付け老認発0704第1号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」より抜粋

6. 第6表：「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」

㉔ 「用具名称(機種名)」

福祉用具貸与の場合、適用するサービスコードに対応する用具の名称(機種名)を記載する。

㉕ 「TAIS・届出コード」

福祉用具貸与の場合、公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム(TAIS)上の管理コード、または福祉用具情報システム(TAIS)上の管理コードを取得していない商品の場合は福祉用具届出コードのいずれかを記載する。福祉用具貸与以外のサービスについては空欄とする。

例：00001-000010

7. 第7表：「サービス利用票別表」

⑤「用具名称(機種名)」

福祉用具貸与の場合、第6表「サービス利用票」の⑳「用具名称(機種名)」欄から転記する。

⑥「TAIS・届出コード」

福祉用具貸与の場合、第6表「サービス利用票」の㉑「TAIS・届出コード」欄から転記する。

(令和7年度からのケアプランの一部様式変更に伴うQ&A)

(介護保険最新情報 VOL 1362)

Q1：「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和6年7月4日付け老認発0704第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)において、居宅サービス計画書の様式に「用具名称(機種名)」及び「TAISコード・届出コード」の項目が追加されたが、これらの項目について、記載は必須とされるのか。

A1：これらの項目については、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことができるようにする観点から、居宅サービス計画書の様式に追加したものである。

このため、ケアプランデータ連携標準仕様に準じたCSVファイルによりデータ連携を行う場合は記載を行うものとし、データ連携を行わない場合は、当面の間、当該項目を空白として差し支えない。

また、記載する場合、「用具名称(機種名)」の欄に記載するのは具体的な機種名とする。

なお、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことが出来るよう所要の見直しを行った趣旨については、「介護保険最新情報 Vol. 1177 (令和5年10月6日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」の間16も参照いただきたい。

Q2：できる限り早期に第6表及び第7表の新様式による運用としなくてはならないと理解していますが、今回のTAISコードの掲載がないと、令和7年4月サービス提供分からの報酬請求に関し、国保連から返戻となりますか。

A2：給付管理票の様式の変更はなく、また、実績確認時にTAISコードの確認を求めることは予定していないとの見解を北海道国保連合会よりいただいています。

また、TAISコードが不明な場合があれば、福祉用具貸与事業所においては、従来から請求時にTAISコードの記載が義務付けられておりますので貸与事業所へ確認してください。

Q3：第6表及び第7表の新様式によるケアプランの整理に当たり、福祉用具貸与に係るTAISコードの掲載以外にサービス内容等の変更がなければ、担当者会議の開催は要さないとの理解でよいですか。

A3：要さない。様式変更に伴う単純な文言修正となります。

本件のように様式の変更のみでサービス内容への具体的な影響が認められないような変更については、令和6年7月4日付け老認発0704第1号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」における記載要領にそって、各計画書の変更時点を明記し、対応を行ってください。

2 介護保険負担割合証の取扱いについて

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に、令和7年度の介護保険負担割合証（適用期間：令和7年8月1日から令和8年7月31日まで）を、令和7年7月中旬に送付予定です。

送付日程が決定しましたら、介護保険課ホームページでお知らせします。

被保険者から令和7年度の負担割合証の再交付依頼を受けた際は、上記送付予定日を御確認ください。

3 介護保険限度額認定証の取扱いについて

令和7年度の介護保険限度額認定証（適用期間：令和7年8月1日から令和8年7月31日まで）は、令和7年7月31日までに申請受付した分を、8月中旬に送付予定です。

更新の対象となる見込みの方に対し、詳しい送付日程を記載した通知文を令和7年6月上旬に送付予定です。

被保険者から令和7年度の介護保険限度額認定証の再交付依頼を受けた際は、上記送付予定日を御確認ください。

4 介護保険での第三者行為（交通事故等）届出について

交通事故（自動車事故や自転車事故など）の第三者（加害者）の行為によって要介護等状態になったり、状態が重度化して介護サービスを利用する場合、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。

そのため、交通事故等による負傷が原因で介護保険サービスを利用する場合には、旭川市への届出が必要となります。

なお、平成28年4月1日から介護保険法施行規則第33条の2により、介護保険での第三者行為（交通事故等）求償に係る傷病届等の提出が義務化されています。

介護保険サービスの提供にかかった費用については、介護保険制度で一時的に立て替え、後日加害者に請求することになります。

届出に関する必要書類につきましては、介護保険課へお問い合わせください。

(担当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 2 5 - 6 4 8 5